

河合町議会会議録

令和6年 9月26日 開会

河合町議会

令和6年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （9月26日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第52号、議案第57号、議案第58号及び請願第2号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第53号から議案第56号及び議案第59号から議案第65号の委員長報告、討論、採決	11
○認定第1号から認定第8号までの委員長報告、討論、採決	19
○諮問第2号の採決	30
○諮問第3号の採決	31
○諮問第4号の採決	31
○同意第2号の質疑、採決	31
○同意第3号の質疑、採決	38
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議員発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	46
○閉会の宣告	46
○署名議員	49

令和 6 年 9 月 2 6 日（木曜日）

（ 第 4 号 ）

令和6年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月26日（木）午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第52号 | 令和6年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第57号 | 河合町総合計画策定審議会条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第58号 | 河合町税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 請願第 2号 | 議会モニター制度の制定を求める請願 |
| 日程第 5 | 議案第53号 | 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第54号 | 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第55号 | 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第56号 | 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第59号 | 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第60号 | 河合町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第61号 | 奈良県広域水道企業団の設立について |
| 日程第12 | 議案第62号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第63号 | 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第64号 | 奈良広域水質検査センター組合の解散について |
| 日程第15 | 議案第65号 | 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第16 | 認定第 1号 | 令和5年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第17 | 認定第 2号 | 令和5年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第18 | 認定第 3号 | 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第19 | 認定第 4号 | 令和5年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第20 | 認定第 5号 | 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |

- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和 5 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(別冊)
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和 5 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定
について(別冊)
- 日程第 2 3 認定第 8 号 令和 5 年度河合町水道事業会計決算認定について(別冊)
- 日程第 2 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 6 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 7 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 8 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 6 6 号 個別外部監査契約の締結について
- 日程第 3 0 議員発議第 5 号 日常生活用具給付事業であるストーマ装具の給付事業の改善に
ついての意見書
- 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 1 まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	1 0 番	馬 場 千恵子
1 1 番	岡 田 康 則	1 2 番	疋 田 俊 文

欠席議員(なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長 森 川 喜 之 副 町 長 佐 藤 壮 浩

教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	生活環境部長	佐 藤 桂 三
ま ち づ く り 推 進 部 長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	政策調整課長	岡 田 健 太 郎
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
住民福祉課長	古 谷 真 孝	教育総務課長	川 村 大 輔

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和6年第3回の定例会を開催いたします。

本日の定例会は、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影画像に入る場合がありますので、ご了承くださいと思います。

これより、本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より報告を願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代委員長。

○3番（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました議案第52号、第57号、第58号、請願第2号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第53号、第54号、第55号、第56号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号。

決算審査特別委員会で審議されました認定第1号から第8号の審議終了後、人事案件であります諮問第2号、第3号、第4号、同意第2号、第3号を審議いたします。

その後、追加議案として提出されています議案第66号について審議し、次に、議員発議第5号を審議いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続審査を、委員長より提出しております。

以上で報告終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおりに決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。
よって委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第52号、議案第57号、議案第58号及び請願第2号の委員長
報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第52号、日程第2、議案第57号、日程第3、議案第58号、日程第4、請願第2号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、杵本光清総務文教常任委員長より報告を求めます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本委員長。

○8番（杵本光清） 総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第52号、第57号、第58号、請願第2号について、9月12日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第52号 令和6年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

マイナンバーカード申請補助委託費の詳細について質疑があり、理事者からは、現状10人がかりの職員で保険証のひもづけ等を支援しているが、マイナ保険証の施行等で来庁者の増が見込まれるため、業者委託によりマイナンバーカードに関する手続支援体制の強化を図るものであるとの答弁がありました。

次に、西穴闇火葬場煙突の解体は煙突だけなのか、全てなのか、また、工法についての質疑があり、理事者からは、大規模な地震等があった場合、倒壊のおそれがある煙突のみを解体する。工法については、煙突を輪切りに裁断し、旧上下水道課敷地からクレーンでつるして解体していく。火葬炉の解体については、今後の財政状況を踏まえて検討するとの答弁がありました。

次に、都市計画マスタープラン改定業務費400万円は、今年、随意契約にて発注された予算額600万円の基本構想の業務と類似する項目が多いので、もっと安価で実施できないかとの質疑があり、理事者からは、基本構想は町の最上位計画で、その下に基本計画となる都市計画マスタープランが位置づけされている。基本構想はまちづくりにおける目標などを定める業務であり、その目標に向かって施策を展開し、それをどのように実現していくのかという検討を深めていくのが都市計画マスタープランとなることから、その検討の量というのは非常に多く、400万円というのは安い見積りではないかと判断しているとの答弁がありました。

審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

次に、議案第57号 河合町総合計画策定審議会条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第58号 河合町税条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

私立学校法の一部を改正する法律により同法の一部が改正され、条ずれが発生したことに伴い、同法の規定を適用している箇所についての改正を行うとのことですが、この条例改正により町民へのデメリットは発生するのかという質疑があり、理事者からは、私立学校法の変更内容としては、役員等の資格など各機関の職員運営等の中に制度の見直しを伴う条ずれのため、住民へのデメリットは生じないとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、請願第2号 議会モニター制度の制定を求める請願については、紹介議員である常盤議員より請願趣旨及び理由の説明を受けました。

この制度の規定を作成するのか、それとも要綱を作成するのか。また、モニターの人数や報酬はどうするのかとの質疑があり、添付している資料は参考のためであり、作成については全議員でしっかりと話し合っていきたいとの回答がありました。

審議の結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第52号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論いたします。

総務文教常任委員会で議案第52号は否決されました。それに対する賛成討論を、否決に対する賛成討論を述べさせていただきます。

○議長（疋田俊文） ちょっと待つて。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 訂正します。原案に対して反対の討論をさせていただきます。

今回、補正予算は2億2,418万9,000円の追加予算となっております。

是、よいと認める施策、この中には児童手当給付費3,018万円、子育て世帯支援策として必要と判断します。

また、長期償還元金1億5,176万1,000円については、財政改善策評価をしております。

また、非としては道理に合わないということで、主としては環境衛生整備費、西穴闇火葬場煙突解体工事2,194万5,000円、この財源内訳について、特に地方債1,600万円の起債には異論があります。奈良県の無利子の貸付け15年債とのことですが、このような工事、解体工事に将来の世代にツケを回すべきではないと考えます。

また、土木費、都市計画費、都市計画マスタープラン改定業務費1,100万円について、内訳は都市計画マスタープラン改定業務400万円、工業団地等事業手法検討業務500万円、鉄道駅周辺土地利用検討業務200万円、これらの改定業務、事業手法検討業務、土地利用検討業務は職員自らでできないのか。令和4年度に策定した都市計画マスタープラン素案は、業者に委託せずに職員自らが策定されました。このような中で、費用対効果に疑問があると考えます。

以上の理由で、熟慮の結果、反対の意思を表明します。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論します。

私は総務文教常任委員会で補正の内容の一部である繰上償還を今するべきではないということで、反対ということで反対しましたが、その後、理事者より説明を受けました結果、総合的な判断として賛成することとします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは賛成討論をさせていただきます。

まず、この議案の中の児童手当の拡充についてですが、傍聴の方もおられるのでちょっと触れておきたいと思います。

1968年、56年前、諸先輩議員が児童手当法案を提出。

1972年、国の制度実現。

今回、少子化対策の強化を進める施策でございます。

内容については、1、現在の中学生までを対象としたものを高校卒業まで対象拡大、所得制限の撤廃、第3子以降は月3万円に増額、22歳に達する年度まで継続という国の施策でございます。

今回の議案第52号では、歳入で国から2,367万5,000円、県から325万2,000円入ってくるための補正予算の一部でございます。これは物価高騰の中、次代を担う全ての子供の育ちを支える基礎的な経済支援でございます。

昨年暮れの新聞にも、若い世代が安心して結婚や出産の希望をかなえる施策と書かれておりました。もし、この児童手当の拡充が行われている議案に対して反対の方がおられましたら、どこから財源を考えているのか。また、児童手当のお考えをこの場でご教授いただければと思います。

それともう一点ですが、歳出の面で、工事費請負費、西穴闇火葬場煙突解体工事2,194万5,000円ですが、なぜ建物を含む全てを解体しないのか議論をしてまいりました。

2回に分けるより1回で行えば、安くつくのは常識であります。しかしながら、町幹部の皆さんはじめ担当部署は煙突のみと判断されました。これから、どのようなすばらしいウルトラCを行うのか期待して、また、その判断をされた方には将来、責任を持ってもらうことを期待して賛成討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対討論とさせていただきます。

私としましては、さっきの佐藤議員のほうからのご発言もあったように、児童手当については、私としてはこの原案のとおり賛成の姿勢を考えております。しかしながら1点、どうしても予算執行において再考していただきたい点がございまして、反対の討論の形で発言させていただきます。

西穴闇火葬場の煙突解体工事、こちらのほうに1,600万円の衛生債の発行を予定しているという形で予算を出されております。本来、こういった形の発行はすべきでなく、一般財源、今年度の予算の中で賄うべきと私は考えております。

その辺のところを委員会中委員外議員として質疑をさせていただきましたところ、費用負担の平準化を理由とする。メインの理由としましてはそういった形のご答弁がありました。しかしながら、私としては過去の遺物を除くことに将来世代の負担、こういったことを行うというのはすべきではないと考えるところでございます。

この予算執行についての再考を促す意味合いで、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 私のほうからも、今回、賛成討論させていただきます。

私は基本的に当初予算につきましては、白紙委任にできないという立場もあり、反対をしていきます。ただし、補正予算については、個別的な内容を見て態度を決めたいというふう

にこの間も取ってまいりました。

その上で、今回の出されている議案の中身につきましては、それぞれ言って実務的なもの、国の政策との件、また、必要性のあるものということで、全体としてはそのように考えております。

しかし、中身的に確かに都市計画関連の委託につきましても、これも大本の計画、そして産業誘致なども含め、結論ありきという形で進めていく内容についてはならないように、今後ともチェックがいるかなと思っております。

さらに、繰上償還につきましても、ある程度はやむを得ないかなと思います。しかし、やっぱり財政調整基金の使い方を含めて、これは今後、非常に必要なことだと思っておりますので、これも今後とも議論が必要かなと思っております。

あと、やはり煙突撤去の財源問題につきましては、確かに借金を増やさない方向というのは、基本的には必要かと思っております。しかし、同時に一方でその財源をどうつくるかという際には、ある程度その中身を見て、さらには起債の返済額とそれから新たな起債とのバランスなども含めて、今後ともやっていく必要があるかと思っておりますが、今回の起債の中身につきましては、一応、許容の範囲かなと考えているところです。

そういうことも含めて、今回の補正予算については賛成をしていきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数であります。

よって、議案第52号 令和6年度河合町一般会計補正予算については可決となりました。

議案第57号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第57号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第57号 河合町総合計画策定審議会条例の一部改正については可決されました。

議案第58号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第58号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第58号 河合町税条例の一部改正については可決されました。

請願第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、請願第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第2号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、請願第2号 議会モニター制度の制定を求める請願については採択されました。

◎議案第53号から議案第56号及び議案第59号から議案第65号の

委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5、議案第53号、日程第6、議案第54号、日程第7、議案第55号、日程第8、議案第56号、日程第9、議案第59号、日程第10、議案第60号、日程第11、議案第61号、日程第12、議案第62号、日程第13、議案第63号、日程第14、議案第64号、日程第15、議案第65号を厚生建設常任委員会に付託しておりますので、中山義英厚生建設常任委員長より報告を求めます。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(疋田俊文) 中山委員長。

○5番(中山義英) 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第53号、第54号、第55号、第56号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号について、9月12日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第53号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第54号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を

受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

国・県からの負担金算定方法について、償還金の額が大きい理由についての質疑があり、理事者からは、負担金請求については、当初に町から概算で請求し、中間期に今後の見込みを想定した上で負担金の変更申請を行い、翌年度に実績をもって精算となるため、誤差が生じてくるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第55号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

後期高齢者医療広域連合への納付金が9月に補正される理由と人数についての質疑がありました。理事者からは、年度末に付加された保険料を同一年度内に広域連合に納付することは不可能であるため、翌年度に繰り越すことになる繰越し分を広域連合に納付するため、9月議会にて納付金の歳出予算の補正対応を行うもので、令和5年度の対象者は26名であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第56号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

児童手当制度拡充に伴い人件費が増額しているが、対象職員数及び支給の反映時期について質疑があり、理事者からは、上下水道課で1名が対象となっており、令和6年10月支給分から反映予定との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第59号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

この条例の一部改正により所得制限額が上がったことで、医療費の助成対象者が広がっているが、対象者は何名で助成を受けるのに申請は必要になるのかとの質疑があり、理事者からは、今回は1名が対象となり、助成を受けるには申請が必要であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第60号 河合町国民健康保険条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削除する改正であるが、こういったケースを想定するのかとの質疑があり、理事者からは、滞納されている方に保険証の返還を求

めた際に返還されない場合には罰則規定を適用していたが、保険証などとひもづけしているマイナンバーカードを返還してもらうことはできない。そのため、今回、罰則規定を削除することになったとの答弁がありました。

また、条例の一部改正の施行日が令和6年12月1日ではなく、令和6年12月2日になっている理由について質疑があり、理事者からは窓口の混乱を避けるため、自治体の営業日とする必要があることなどの観点から、あえて令和6年12月2日月曜日を施行日としているとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第61号 奈良県広域水道企業団の設立については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

水道事業会計から一般会計へ4億円を貸付けしていたが、町からの返済残額また返済金は26団体の市町村等で構成される企業団に返済されるのかとの質疑があり、理事者からは、返済残額としては令和6年度分を含めて、元金分で1億5,000万円と利子が残っている。

また、返済金は、企業団基本計画により水道事業で生み出された資産及び負債等は、全て企業団に引き継ぐことになっていることから、一般会計への貸付金については企業団に返済されるとの答弁がありました。

また、企業団になると水道料金はどうなるのかとの質疑があり、令和7年4月の統合時には下がる見込みの試算となっているが、5年ごとに総括原価を基に算定した水準により、期間中の財政が健全に確保できるよう検討するとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は4名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第62号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

規約変更になる箇所の資格確認書等とあるが、等には何が該当するのかとの質疑があり、理事者からは、資格確認のお知らせ、特定疾病療養受領書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証との答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第63号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第64号 奈良広域水質検査センター組合の解散については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

解散に関する協議書の中で、清算後に残余する現金の交付方法について質疑があり、理事者からは、当組合は平成7年に設立され、河合町は平成29年から加入している。残余金は、令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じて、令和7年3月に約29万円が支払われる見込みとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第65号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

解散に伴って施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分するとなっているが、河合町への配分予定はとの質疑があり、理事者からは、本町は施設整備負担金を負担していないため配分金はなく、また、経常経費負担金は現在まで730万6,000円を支払い、約29万円配分される見込みとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第53号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第53号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については可決されました。

議案第54号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第54号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第55号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第55号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決されました。

議案第56号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第56号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算については可決されました。

議案第59号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第59号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については可決されました。

議案第60号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 第60号について、反対討論したいと思います。

この一部改正につきましては、マイナンバーによる健康保険証廃止を前提とする条例の改正であるため、反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第60号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第60号 河合町国民健康保険条例の一部改正については可決されました。

議案第61号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をおねがいします。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

水道事業は命の水を守り、憲法第25条の生存権を支える極めて重要な事業であり、その実施主体を各自治体の責務としてきました。

今回、広域行政の下での事業に移行させる理由は、主として財政的要因であります。それだけに、その行く末が、営利事業のことが一番懸念をされております。それは、全国の先行事例や他の国の動向からも懸念されております。

また、この間も大規模な水害、山崩れなどで、水源や管路の被害による広域運営での災害対策の脆弱性を示している事例も出てきております。

今回の企業団規約第3条で民営化はしないと明記はされております。しかし、財政優先と企業の儲けの場として市場化の動きの中で、未来永劫保証されるものではありません。それだけに、今回の企業団設立が将来の時代から振り返ると、民営化で命の水がもうけの場に替えられる転換点になるという可能性も大いに考えられます。

それだけに、現時点での水道事業の広域化のための企業団規約制定を目的とする本議案には、反対させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第61号 奈良県広域水道企業団の設立については可決されました。

議案第62号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 第62号について、反対討論したいと思います。

被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるというものであり、保険証廃止を前提とするものであるということで反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第62号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第62号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更については可決されました。

議案第63号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第63号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第63号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更については可決されました。

議案第64号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第64号 奈良広域水質検査センター組合の解散については可決されました。

議案第65号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第65号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

ちょっと10分間暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎認定第1号から認定第8号までの委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第16、認定第1号、日程第17、認定第2号、日程第18、認定第3号、日程第19、認定第4号、日程第20、認定第5号、日程第21、認定第6号、日程第22、認定第7号、日程第23、認定第8号を決算審査特別委員会に付託しておりますので、大西孝幸決算審査特別委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） それでは報告します。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定について、9月18日においては午前10時から午後6時30分まで、19日においては午前10時から午後4時20分まで当委員会を開会しましたので、その結果について報告します。

認定第1号 令和5年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、賛成少数で不認定することに決しました。

認定第2号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第3号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第4号 令和5年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第5号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

認定第6号 令和5年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第7号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第8号 令和5年度河合町水道事業会計決算認定については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの審議結果について、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 認定第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、認定第1号の反対討論をしたいと思います。

河合町行政が国の悪政の防波堤になってほしいとの思いで、政策提案とともに白紙委任できないという立場で当初予算に反対してきました。その上で、今回の決算につきましては、主に教育、子育て分野について指摘したいと思います。

1点目は、今回の決算審査の中で、不用額の内訳が人件費であることが多かったのが目立ちます。

人員の確保は、保育士や教員をはじめ他の職種でも定員が満たない状況で業務が行われている職場もありました。学校教育において不用額の内訳が人件費で、人員の確保ができなかったということです。募集をかけているが集まらなかったということですが、教員不足は子供たちに影響はないとは思いません。昨年も同様のことがあったと記憶しています。

教員にとっても、長時間労働などの労働強化でストレスもたまり、子供たちが抱えている悩み、いじめや不登校、学力などの問題にゆっくり向き合う余裕もないのではないのでしょうか。

スクールカウンセリングでも、いじめ、不登校の相談や教師からの相談も多くある中、教員の確保ができない状況が続くと悪循環となります。教育委員会としても後回しにできない極めて重要な課題ではないのでしょうか。

2点目は、校舎等の整備という事業名で予算化されました。

内容的には、学校の統廃合を含む学校教育の根幹に関わることであり、まちづくりの問題でもあります。決算審査までに教育委員会の開催もされています。今回の決算で、A4、1枚の資料ではあまりにも不十分であり、決算審査までに説明の機会を設けるなど丁寧な対応が必要だったのではないのでしょうか。

3点目はこども園の運営についてです。

不用額の内訳も一般給与が多く、保育士不足がうかがえます。居残り回数や早朝勤務など時間外勤務が増えているようです。人員不足を保育業務支援システムで補っているという報告もあり、支援システムの運用についてはメリット面が強調されていますが、デメリットはないのでしょうか。よく精査してほしいと思っています。

保護者との会話や保育士と子供との関係で、早朝、居残りなど数の把握だけではなく、子供たちの体調の変化の引継ぎなど、正確にスムーズに伝達されているのか心配する声も聞かれています。保護者にとっても、事務的な連絡等は軽減されるメリットはありますが、このシステムについての活用に慎重であってほしいと願っています。

4点目は給食の調理委託です。

かがやきの森こども園では、毎年、調理業務の報告書が作成されています。しかし、一小、一中の調理業務の委託業者からの報告がないということですが、子供たちの健康に関わる給食の調理委託業務ですので、年1回の報告書の提出を求めたいと思います。

また、公共交通や福祉分野での課題、また、まちづくりや防災、水道事業、環境衛生や公共施設のことなど多くの課題があります。

財政の健全化を進めつつ、安心して住み続けられる河合町にと今まで求めてまいりました。今回、これらを実現させる決算とは言い難く、また、当初予算に反対したということからも認め難く反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論ですけれども、よろしいですか。

○議長（疋田俊文） はい、結構です。

○7番（長谷川伸一） 非承認の討論をさせていただきます。

森川町長の公約の一つである改革を進めるためには、しがらみを断ち切り、事業の費用対効果を見直し、予算を再検証し財源確保に努める。各種団体の補助金や委託事業など事業効果をしっかりと精査することで、必要な財政を割り振る必要があると明確に公約されております。

令和5年度の一般会計下水道特別会計の事業において、多くの土木、建設業務委託などがあります。その中で疑義が生じる契約発注もあります。令和5年度予算は、前町長が編成した予算ではありますが、森川町長就任後、見直すべき点は多々あったと思います。ほとんど残念ながら見直しはなかったと感じております。このような中で公約が果たされていないと判断しております。

よって、今回の決算は、非承認とさせていただきます。

以上が私の反対討論でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは賛成討論をさせていただきます。

歳入の町税の部分でも委員会でご答弁ございましたが、まず、搜索まで及んでいないと、調査するに当たって。また、これは宿題になりますけれども、明確なマニュアル、要綱などをしっかり基本として、その上での搜索に至らなかったという形というのを来年度つくっていただきたい。

それと、各項目でもあるんですけれども、不用額が出ておりますが、これもコロナの影響

なり、こういうふうな人員不足の影響ということの説明がありました。100%は納得しておりますが、同じ轍は踏まないと、そういうことでの職員の方、答弁者の決意をやっぱり尊重して、来年度はきっちりやっていただけるということを期待して、それと最後になりますけれども、今、諸問題が起こっておりますけれども、地籍調査をスピード感を持ってやっていくというようなことを、やはり来年度に向けてしっかりとやっていただきたいということを付け加えて、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 反対討論させていただきます。

今回の決算審査においては、補正予算額と同額に近い不用額が発生しているケースや、中には補正予算額の倍額に近い不用額が発生しているケースも数件見受けられ、そもそも補正予算が必要であったのか疑問を抱いてしまう決算状況となっています。不用額が多いということはある意味、行政サービスが不十分ということにもつながります。今後も改善が大いに必要と考えます。

また、団体への補助金交付は、地方自治法第232条の2に規定する公益上必要のある場合に限られており、公益性が必須条件であるとともに、補助金が100%公金であることから、補助事業の効果が幅広く町民生活の向上に資するものかどうかなど、明確な公益性が認められる必要があります。

決算審査においては、公益上の必要性に合致しているのかが不透明な補助金交付が見受けられたことなどの理由から、令和5年度一般会計歳入歳出決算については反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 私のほうからは賛成討論させていただきます。

令和5年度の決算におきまして、物価高騰の中、旧第三小学校利活用事業や緊急内水地対策事業、そして、ため池防災対策事業など町民が安心安全に暮らせるまちづくりに引き続き取り組まれてきたと思います。

そしてまた、予算の執行に当たりまして、本年度も国庫支出金や交付税措置のある地方債制度をうまく活用しながら、実質的な財政負担をできるだけ抑制をし、町民の方々の暮ら

しや地域の経済に及ぼす影響も最小限に抑えてこられたと思います。

かつ、依然として厳しい財政状況の中でも繰上償還を行うなど、将来を見据えた施策を着実に推し進めて来られたと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対の形として討論させていただきます。

審査において内容を確認したところ、3点指摘させていただきたい点がありまして、非認定とさせていただきます。

1点目、町長の交際費について。

これについては、公職選挙法に禁止されている事項に抵触している疑いがある点。これについて、私としては指摘をさせていただきます。

決算質疑において、平成16年4月1日「住民感情の現実は過渡期にある」として、都市型の新感覚住民と村型の旧感覚住民が混在している地域として、その過渡期における道しるべとして作成された町長交際費等の支出基準を定められています。その内容を確認すると、時代錯誤の支出基準である。

加えて、私はこの決算審査を通して、町長がこの支出基準を認識して支出しているとは到底思えない形となりました。具体的に言えば、限定された団体へ会費として支出しているが、支出側と授受側の金額に差が出ていること。それぞれの会費としてしていることと特別寄附としている点で、この支出基準に民間人に対する留意点が書かれているんですけども、「町長及び町職員の単なるお付き合いと誤解されるような支出は慎むこととする」と書かれており、これは私として逸脱していると、そのように判断しまして指摘をさせていただきます。

2点目、外郭の運営団体と脱炭機を直接共同購入し、その後、財産管理が不明瞭な点。何度も質疑をさせていただきましたが、しっかりと理解に及びませんでした。これに関しましては追及を続けていければと考えているところでございます。

3点目、調査研究委託、校舎等整備基本計画業務について決算審査中、意図的に説明を限定し、公正な審査を妨げた点。非常に私としましては憤慨しているところでございます。

以上、3点、この点をもって、決算については非認定とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

岡田議員。

○11番（岡田康則） 反対の立場で討論します。

財政が非常に厳しい本町で一部事務負担組合、三室園です。

今、2,263万1,000円をいつまで負担をするのでしょうか。現在、三室園で河合町の方がお世話になっているのはお二人なんです。理事者の方が私たちにもよく言われる費用対効果では、疑問の費用かと私は思います。

介護保険制度がない時代には必要な施設であったと思いますが、介護保険が今、充実した現在では、三室園組合の役割はもう果たされたのかなとも思います。組合事業ですので各町集まって、今後、早急に考えてほしいです。

次年度予算に河合町に2,000万円あれば、教育、福祉、予算構築の一助にもなります。今の河合町をつくられたシルバー世代の方々に、楽しくくつろいでいただける敬老会も開催できます。まず、河合町から三室園の事業再考を真剣に考えていただくために、反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は不認定です。したがって、原案について採決をいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 不認定です。少数でございます。

よって、認定第1号 令和5年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については不認定に決定されました。

認定第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

令和5年度としては国保税などの引上げは行いませんでしたが、国保運営の県一体化を令和6年度に完成させるために、国保税の引上げや自主的な減免制度を抑制する中での令和5年度の運営となりました。

子供の均等割免除などの政策提言を行いながら、県一体化を前提とした当初予算に反対しました。令和５年度決算は残念ながらこの枠を超えず、令和６年での増税を前提とした運営となりました。当初予算に反対したことを含め、認め難く反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第２号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第２号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第２号 令和５年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第３号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○６番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。討論ですか。

○６番（坂本博道） はい、討論です。

反対討論させていただきます。

この間、回収組合の活動を前提としながらも、町としての主体的な役割の発意を求めて、その運営を含めた当初予算に反対をしてきました。今回の決算でもその状況は変わりませんでした。来年２月には回収組合が解散して、来年度からは回収事業が町の役割に戻ります。そこにつながる決算になっていないこと、また、当初予算に反対したことも踏まえ、認め難く反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第３号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第３号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第3号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については可決されました。

認定第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 認定第4号について反対討論させていただきます。

ニュータウンの下水道管の長さは35キロメートルということです。下水道管の耐震工事の目標は年間で700メートルというふうに聞いています。

令和3年は星和台、中山台で607メートル、令和4年は中山台で688メートル、令和5年は中山台649メートルの工事が行われ、その後は広瀬台の予定だと聞いています。年間700メートルの耐震化工事を進めたとしても、50年かかることとなります。今後の計画はどのようになっているのかよく分かりませんが、10月には下水道検討会が開かれるようです。今後、下水道事業について地方公営企業法の規定が適用されることとなります。

当初予算では、水道管の耐震化計画の見直しで、一般会計からの繰入れの在り方の再検討の必要性を指摘して反対としました。

今回においても、改善等見受けられないために反対といたします。

○議長(疋田俊文) 他にありませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ討論を終結いたします。

これより、認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第4号 令和5年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定しました。

認定第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、認定第5号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については可決されました。

認定第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) 討論をお願いします。

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

令和5年度は介護事業の8期計画の最終年度であるとともに、国の介護保険制度改悪の動きの中で、独自の利用料減免やサービスの充実などの実施、また、在宅医療介護連携推進事業などの漫然とした予算計上の見直しを求めて、当初予算に反対をしました。

決算として、新たな事業展開などの実現をせず、また、在宅医療介護連携推進事業費も前年度実績ゼロに対して当初予算費6%程度の実績とはなりましたが、対象大半は当初予算に対しては不用額となりました。

また、当初予算に反対したことも踏まえ、認め難く反対とさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ討論を終結いたします。

これより、認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第6号 令和5年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、討論ですか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、認定第7号について反対討論したいと思います。

後期高齢者医療制度の改善を求めて、当初予算に反対してきました。

毎回、述べていますが、この制度は2008年4月に導入されています。高齢者の年齢で区別するという制度の本質的問題は変わっていません。

河合町でも75歳以上の高齢者の方は増加傾向にありますが、男性の健康寿命は県下で1位となりました。ますます健康増進管理は欠かせません。高齢者の声が広域連合に届くには、この制度の仕組みを見ても困難で不透明です。

このような中で、高齢者が健康で生き生きと過ごすことができるよう、健康づくりや予防は欠かせません。そのためにも健診や早めの治療は有効で、長期的に見れば医療費の軽減にもつながります。

広域連合でも健康診査の自己負担額は、自治体によって異なるところもあると言っています。高齢化率が高いのが悪いかのような風潮がありますが、生き生きと社会参加をしてもらい、健康で過ごしてもらいたい。それが何よりです。河合町においても健康診査の項目を増やす、また、負担を軽減するなどの独自の改善を求めて反対討論いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第7号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については可決されました。

認定第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

当初予算では、町としての今後の水道ビジョンを明確にして、広域化による老朽などの影響も独自にもっと明確にすることなどを求めて、広域化全体の予算として反対をしました。

1年間の活動を踏まえても、そのような懸念を町独自にも明らかにするようになっているとは思えません。そういう状況も踏まえ、広域化全体の当初予算に反対した立場からも認め難く反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第8号 令和5年度河合町水道事業会計決算認定については可決されました。

◎諮問第2号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第24、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり、山下聡一郎氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり山下聡一郎氏を適任者に認めることに決定いたしました。

◎諮問第3号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第25、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり、前川正子氏を適任者としてのご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり前川正子氏を適任者と認めることに決定いたしました。

◎諮問第4号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第26、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について原案のとおり、森田信良氏を適任者としてのご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり森田信良氏を適任者と認めることに決定しました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（疋田俊文） 日程第27、同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

上村欣也氏の一身上の都合でございますので、退場願います。

(教育長 上村欣也 退場)

○議長(疋田俊文) これより、同意第2号の採決を行います。

(「議長」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 手を挙げてください。

(「質疑お願いしたんですが」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 昨年の教育長同意案件の際にも、今、河合町が抱えている教育課題を前進させるためにも、本来は教師等の教育現場経験者のほうが適任ではないかと質問させていただきました。今回もその考えそのものは変わっておりません。

その上で、推薦者の町長に2点伺いたいと思います。

1つは、現在、河合町が抱えている教育分野での課題は何と考えておられるでしょうか。

2点目は、この1年間の活動を通して、教育長として子供たち、先生方など現場の実務をよく知り、また今後の学校再編業務の推進、子供たちの全面的な成長、いじめや不登校などの教育課題、少人数学級など、教育による環境整備など教育委員会の機能を推進する要として、十分役割を発揮できるとした考えの上での推薦と思いますが、どのように評価されているでしょうか。

○町長(森川喜之) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 森川町長。

○町長(森川喜之) 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今の教育の課題としては、まず子供の人数が激減しているということで、今後の対策を練らなければならない。学校の補修、また、今まで補修されてこなかった、修理されてこなかったところを修理したり、また今後、児童数の低下をどのように取り組んでいくのか。そのような総合的な形で、教育の現場をしっかりと支えていってもらいたいと、そのように考えています。

また、2点目の質問ではございますけれども、今の教育長、1年半もたっていないところでございます。けれども、今、この1年半の間にしっかりと教育現場のまず調査をしていたり、また、今後の子供の安心安全をしっかりと支えていただくために、今期もう1期持っていただけるような形で、皆様方にご信任をさせていただきました。

教育長としてこの1年半、しっかりと教育行政の取組をやっていたいただくと、私自身感じて

おるんで、今、再任の話をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 町長の今回の推薦に対して、基本的には信頼する方向で対応したいとは思っておりますが、その上で、河合町の教育課題の諸課題を前進させるためには、教育委員会の活動を住民、議会に対しても積極的に発信していただき、また、教育長としても、その役割が見えるようにするような在り方を進めてほしいと思っております。

町長としてこの件についてはどう思われるのでしょうか。同時に議員としても今後、その役割を本当に発揮されているかどうかも含めて、チェックしていく役割が一層必要だとは考えております。それを踏まえてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

今、この河合町の教育施設また教育行政全般に、教育委員会の委員の方々をはじめ、しっかりと子供が勉強を学ぶ、教育を学ぶ環境づくりをより一層進めていくためには、教育長を中心に教育委員会全体で支えていただいております。これからも教育委員会を信頼させていただいて、教育長を筆頭に頑張っていただきたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 決算委員会での反対討論の中で、学校の予算の不用額について質問したと思いますが、その中で、学校の現場が教員の不足ということで、子供たちと十分に向き合っていない。また、スクールカウンセリングにおいても、その相談事が多い。そういったことに対して、教育長をはじめとしてきっちり対応してもらいたい、そのように思っています。

ただ、教育長が学校現場の出身ではないということで、今まで以上に学校の現状を知っていただくという意味でも、学校に足を運んでいただき、その学校の教員の校長先生、教頭先生をはじめ実情についてゆっくり対話をしてもらって、河合町の教育が前に進むように、また、教育長としてもその力を発揮してもらいたい、そんなふうに期待しているところです。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） 質問ということで、教育長が力を発揮できるという意味で、現場に

どのように足を運んでもらえるのか。町長としてもどんなふうにサポートしていてもらえるのかをお聞きしたいと思います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場議員のご質問にお答えいたします。

しっかりと今、教育の現場、また、今、おっしゃっています不用額の問題、本当に教員の確保、また、教員の指導も含め、また、建物の補修とか、そういうところ辺を教育長と共に、まずは教育長も各学校、校長と様々な話をされていると私は思っておりますし、また、教育委員会の委員の皆さんと共に教育行政をしっかりと支えていただくように、今、鋭意頑張っていると思っておりますし、これからは私は期待をして選任をさせていただきました。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 今、馬場議員と坂本議員から質問されたことでよく分かりましたが、1年半、教育長をやっていただきまして、いろいろな声も私も聞かせていただいております。そのたび、一般質問でもいろんなことを、教育に対して質問させていただきました。

今回、町長が人選された教育長ということで、まだ1年半ということで、今後、今、町長の答弁の中でこれは期待してもいいということで、理解させてもらってもよろしいですか。

それで、一小、二小、二中、一中で統合されていない部分が多いと思うんです。そこをしっかりと教育委員会でまとめていただきたいと思います。それは、最前からずっと私が申しとおることなんですけれども、なかなかそこがうまくかなわないと思っています。

そこをまた、町長が人選された方ということで期待してよろしいでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 梅野議員のご質問にお答えいたします。

私は以前の教育委員会がどのような形か分かりませんが、今、第二中学校のトイレの改修、また、屋上防水、外壁、ほかの施設も同じような問題が起きています。それを何年も前から要望はされています。それがいまだに実現できてなかった。

教育長が就任していただいてから、学校現場の様々な点を私も同行させていただいたりしながら、改善をさせていただいています。

今回、第二中学校のトイレの改修も高額ではございますけれども、まず、利用者の子供、また、父兄からの要望、学校からの要望、様々な要望をしっかりと教育委員会の皆さんと共

に話をさせていただいて、実現をさせていただくということで、全面的に教育長がしっかりとその先頭に立っていただいていたと、このように考えておりますので、しっかりと教育長とまた、河合町の町長として教育現場の改善を今後とも進めていきたいと、そのように感じています。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 今の町長の答弁をお聞きしまして、町長にお伺いいたします。

今の町長の答弁の中にはハード面の整備という部分は多く聞かれたんですけども、教育長にソフト面の活躍をどのように期待されますか。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 教育長に、私は教育の場に、しっかりと教育行政に携わってきた方だけが教育の現場を探れると思っておりますし、教育の子供たちの思いや、また、子供たちの環境づくり、教育者への指導、この辺の方向性はしっかりと教育委員会の中で議論をされて進めてきておられると思います。事業の内容についても、教育委員会のメンバーの方々がしっかりと議論をしていただいていると思います。教育長が陣頭指揮を執りながら、教育行政全般を携わっていただいていると感じています。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長にお尋ねします。

昨日、河合町のホームページで見まして、令和5年度の教育委員会の会議録と令和6年度の教育委員会の会議録を見ました。会議録には、令和5年度は6月から12月の部分と、令和5年度に総合教育会議の会議録も掲載されております。

それと、昨日の午前中、令和6年度の教育委員会の会議録は令和6年1月と2月の2回しか会議録をホームページに出していません。発信していません。その旨を教育振興部長にお問合せした結果、午後、令和6年3月から7月までの会議録を、教育委員会の会議録を、毎月1回やっている、会議録を掲載していただきまして、内容は理解しました。

それを見ますと、あくまでも町長に申し上げます。

教育行政を担う教育長がもっと教育行政を発信する、情報を発信する姿勢がものすごく欠如していると思うんですが、その点どのように、町長は部局から見て、行政のトップから見て、どのように判断されていますか。教えてください。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員のご質問にお答えします。

様々な面から、私は今の教育長が適任だと思っております。議員のご質問の中、議員の感覚は感覚として分かります。ただ、私個人はやはり町長として、河合町長として教育行政をしっかりと進めていただくための方だということで、選任をさせていただいております。

様々な疑問もあると思いますけれども、しっかりと河合町の行政、教育を変える、この変えるためには、上村欣也氏の教育長を私は責任を持って上程をさせていただいております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他に。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私も森川町長の答弁をお聞きしまして、その中でちょっと二、三質問があるんですけれども、まず、1年半、短い間、いきさつも聞いております。前の、前任の清原教育長、前任者が立派な方やったと。その中で政治がらみで、急に引継ぎなくというようなこともうわさでは聞いております。だから、この1年半の中ではよくやっているとは私は認識しております。

それと、今、河合町財政が厳しい中で、国と連携を取りながら、最も有利な財源、補助額を引き出して、トイレの改修等、それと、一番気になっているのが、ここから質問ですけれども、お答えしていただきたいんですけれども、いろんな学校の補修、今まで置いてきたこと、それをやっていくというのはもちろん必要なことなんですけれども、やはりそれよりか、スピードを、もうちょっとスピード化を図って、統合のことを早く決めて、無駄のないようなお金の使い方をやっていきたい、やっていただきたいと教育長には期待しているんですけれども、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 佐藤議員のご質問にお答えします。

これは学校の教育現場の話にはなるんですけれども、やはり子供が少なくなれば今後は統廃合もまた考えていかなければならない。まず、教育委員会のほうでその調整をこれから進めるということで、検討委員会も考えておられるということでは聞いておりますけれども、これは統廃合ありきの話ではなしに、これからの河合町の教育現場をどうするかというような話で、進めていただけたらと考えております。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町長へ質問させていただきます。

私も先ほど長谷川議員が発言された内容と同じような形で、ホームページのほうを確認させていただきまして、今年度の5月の教育委員会の会議録を閲覧させていただいているんですね。

その中で、今、ご発言にありました学校再編の件についても議題として出ておりまして、その内容について質疑が行われているんです。その会議録のほうは、当然、町長としてはこういう議事内容で話があったというのは御存じだということで、前提としてお伺いしますが、各委員からいろいろな話が出ているんですけれども、意見としてね。

その中で、町民に広く意見を聞くべきじゃないのかというところの部分のご発言も会議録に載っているんです。検討委員会を立ち上げるという形で、限定された人間で学校再編を考えていくということだけではなく、広く町民に意見を求めて、その上で独立した機関である教育委員会として最低限こういったことを踏まえて決定してくださいという形と、しっかりと意見を出させるような会議の醸成がなされていないように思うんです。

発展的とかそういった形の言葉が何度も出ておりましたが、現状においてはどちらかというと予算ありきの部分で、それを前提として教育委員会が開かれて会議の中で話をする。教育委員会側はそこに気を遣いながら、いろいろな意見を出していく。

また、間に立つ部局としては、どちらかというと議会もありますから、議会に対しては教育委員会がありますからと、言わば悪口になっちゃうかもしれませんが、ダブルスタンダードなんです。教育委員会を何と考えるか。独立した行政機関として、しっかりと意見を集約して出させてもらうような形につくり上げていただきたい。今の形では、私としてはそれがなされていないと感じているところでございますが、それを町長として、任命責任者として上村教育長に仮にこの後、選任されることになりましたら、しっかりとご指導していただいて、その上で教育長として、教育行政のトップとして、しっかりとかじ取りをしていただく、そういった形のものをお約束いただきたいと思うんですが、ご答弁いただけますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えします。

しっかりと体制を整えて、ただ、町として教育行政にどこまで踏み込んでやれるかは分かりません。そこを議員お述べのように、教育長としてしっかりとスクラムを組みながらやらせていただこうと考えます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今のご答弁では私としては不十分だと思います。任命された教育長に対してしっかりと独立をした機関としての教育委員会を稼働させると、単なる是認機関ではないという形で位置づけて、今後は行っていただく、運営していただくというものをしっかりと新たに選ばれた教育長に指示していただくことをお約束できますかというところをお伺いしております。いかがですか。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えします。

常盤議員おっしゃっているように、教育長が選任されれば、しっかりと指示をしながら議員お述べのしっかりとした教育行政、現場をつくっていってもらうように、しっかりと指示させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

なければ質疑を打ち切ります。

同意第2号について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数であります。

よって、同意第2号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

上村欣也氏、入場願います。

（教育長 上村欣也 入場）

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（疋田俊文） 日程第28、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより、同意第3号について採決を行います。

（「議長、質疑があります」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） お許しいたきましたので、議長のお許しをいただきましたので、質問

をさせていただきます。

この教育委員会委員の任命についての手続の部分について、質問をさせていただきます。
こちらのほうに、教育委員会委員に下記の者を任命したいので、ここから法律の部分なんですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、この同意案件が出ております。

この法律をちょっと調べますと、第6条に兼職の禁止とあるんですよ。この兼職の禁止の条文の中に、地方公務員法第22条の4の定めにある職員、これ、例えばですけれども、公共団体の臨時職員ですとかそういったものが抵触する。その場合は兼業を禁止していますよというところの部分で、条文にうたっているんです。

それをもって、ちょっと確認したいんですけれども、参考の部分をお開きいただいて、職歴の部分、近々になりますと、平成30年4月に広陵町立広陵西幼稚園の非常勤職員という形で在職されたという形で、記録があります。これ、今、現状でも在職中でしょうか、そうではないか、そこを確認させていただきたいんですが、いかがですか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

こちらの同30年4月、こちらにつきましては、広陵西幼稚園非常勤勤務ということで、令和5年3月をもって退職されております。その後に、場所的には同じところにはなるんですけれども、畿央大学付属広陵こども園という形に変わりましたので、引き続きそこで働いておられるというのが現状でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

では、公職歴としましては、平成28年10月から河合町教育委員会の委員として職に就いていただいているという形であるんですけれども、先ほど指摘させていただいた部分については現状の任期中においては在職している事実があると思うんですが、この辺については、これは抵触しないんでしょうか。そこを確認させていただきたい。また、抵触しているのであれば、今後こういった形の手続については、しっかりと留意点を持って進めていただきたいと思いますと思うんですが、どういう状況ですか。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほど、常盤議員のほうから言っていただきました第6条、第6条につきましては、もちろん議会の議員であつたりとか町長というのは、もちろん禁止という形になるんですけれども、その中で地方公共団体の常勤の職員というところと、地方公務員法の第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職の職員と、そういった部分があります。

この解釈につきましては、まず、広陵町で働いている期間、また河合町で働いていた期間というのは非常勤職員という形になりますので、ここの兼職の禁止には該当しないという形になります。

また、第22条の分につきましては、こちらにつきましては、定年前の再任用職員、短期時間勤務、こういった方が該当するという形になりますので、この福本委員なんですけれども、福本委員につきましては該当しないという形になります。

さらに、令和5年4月から畿央大学の職員という位置づけになっておりますので、地方公務員法には該当しないといったところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からはどなたに質問したらいいかちょっと分からないんですけれども、まず、2点質問させていただきます。

今回のこの人選の基準ですが、どのような基準で人選されているのかご説明願います。

また、2点目、教育委員会の委員の構成の点での多様性はどのように考えているか、その2点お尋ねします。教育長または町長、どちらがよろしいか答弁願います。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほどの同じ法律の中に、第4条のところで任命というのがございます。

委員につきましては、「人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」、こういったルールがございます。

さらに第5項のところで委員の任命に当たりましては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれなければならないといった条文がございます。ここに基づいて、今、教育委員にはなっていないというところがございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 先ほどの2点目の多様性については、先ほどの答弁になるのでしょうか。ちょっともう一度教えてください。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

すみません。多様性につきましては、今回、教育委員さんのほうが4名おられる中で、福本委員の同意案件という形にはなるんですけども、例えばですけども、年齢という部分につきましては、40代が2人と50代、60代といった形で幅広く委員さんになっていただいているというところもあります。

また、職業につきましても、福本委員という言い方ですすみません、福本委員につきましてはこども園の講師をされたりとか、山川委員とかでしたら保護者であったり、管理栄養士の資格を持っておられたりとか、また、森嶋委員につきましては校長先生であったりとか、中村委員につきましては会社員と、幅広くなっているという現状でございますので、辞められる方がもしおられましたら同じような職種であったり、そういった部分で補充というか、させていただくような形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ質疑を打ち切ります。

これより、同意第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より追加議案第66号の1議案について、提案理由

の説明をお願いします。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、本定例会に追加議案として上程いたされました議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号 個別外部監査契約の締結についてでございます。

このことにつきましては、団体に対する補助金の支出について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施するに当たり、弁護士前川典彦氏と個別外部監査契約を締結するために、地方自治法第252条の41第4項の規定により準用する同法第252条の39第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号の説明は以上となります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） 日程第29、議案第66号 個別外部監査契約の締結についてを議題とします。

なお地方自治法第252条の39第6項の規定に基づき、監査委員より、契約をする外部監査人について異議なしの旨のご意見をいただいております。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） なしと認めます。

これより、議案第66号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第66号 個別外部監査契約の締結については可決されました。

◎議員発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第30、議員発議第5号 日常生活用具給付事業であるストーマ装具の給付事業の改善についての意見書についてを議題とします。

お手元に配付しております、賛成者があります提案者の杵本貴司議員、説明を求めます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） それでは、日常生活用具給付事業であるストーマ装具の給付事業の改善についての意見書のほうを読み上げさせていただきます。

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等に対して、市町村が行う地域生活支援事業のうちの必須事業の一つとして、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付事業が行われています。

申請方法等は、市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後に給付等を受ける制度であり、その費用負担にあっては、国が100分の50以内、都道府県が100分の25以内、利用者負担は市町村の判断によるとされております。しかし、この費用負担については現状、十分な額が国及び県から負担されているとは言えず、市区町村は100分の25を大幅に超えた割合で負担をしている実情があります。そのため、第93回全国市長会議（令和5年6月7日）において、障害者福祉施策に関する提言1の（1）に、都市自治体が障害者総合支援法等に基づく事業を安定的に運営し、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないよう国庫負担金基準の見直しを含め、十分な財政措置を講じることを重点提案として、関係府省へ提出、6月30日付でされております。そして、その旨が公表されております。

このことから、給付基準額の見直しは、単純に地方自治体への要望として解決するものではなく、その実現には関係府省のご協力がなくてはならないものとして、さらなる積極的検討をお願いする次第であります。

この事業に、消化器系、尿路系ストーマ装具の給付事業も含まれておりますが、オストメイト協会の調査によりますと、1993年に国が設定した補装具基準額と現在の給付基準額がほぼ同額であり、約30年にわたり改定がされていないため、個人負担額が増加していること。また、大規模災害時の避難所における良好な生活環境の確保が必要であることを踏まえ、次

の項目について改善されるよう強く要望します。

1 番、市町村が実施する地域生活支援事業のストーマ装具給付事業等について、市町村の実態を把握した上で、給付基準額の見直し及び国の交付負担補助率の拡充をされたい。

2 番、災害時の避難所における良好な生活環境の確保が必要であることを踏まえ、オストメイトに必要な機材、装具の公的備蓄を進められたい。

3 番、福祉避難所において、オストメイトのスムーズな入所を推進されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣へ意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「質疑を求めたいんですけれども、お許しいただきますでしょうか」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、提出者であります杵本貴司議員に質問をさせていただきます。

内容のほうを、事前に配布された内容のとおりでという形で理解しております。

最後に結びとして、地方自治法第99号の規定により意見書を提出するとありますが、提案理由の最後に提出先を明らかにされるという形を取られておりますが、これは以前出されたほかの議員の意見書に対しても、私としては注文をつけさせてもらったんですけれども、その採決の直前に提出先を提示するというのはいかがなものかと思うんです。事前に提出先としては、こういう形のものを予定しておりますというものを出すことはできなかったのかというところを確認させていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○1番（杵本貴司） はい。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 常盤議員、それは提出先のことをおっしゃっているのでしょうか。

○2番（常盤繁範） 反問に対してなので、答弁させていただいてよろしいですか。

○議長（疋田俊文） はい、結構です。

○2番（常盤繁範） そのとおりです。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） それにつきましては、ほかの議員さんからもちよっとご指摘を受けておりまして、私が作成した文書の中で意見提出が不慣れな部分もありまして、提出先が抜けていたところもありますので、はい、すみません、失礼いたしました。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 申し訳ございません、議長。

第99条、法律第99条の条文の後半の部分を読み上げます。

「地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と条文であるんです。当然のことながら、この意見書を提出するに当たっては、その第99条に基づいて審議をする、提出をするという形になりますから、当然のことながら、どこに提出することを予定しているのかというところは明記すべきだと思うんですね。

以後、その部分に関してご留意いただきたいと思うんですが、ご検討いただけますか。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 常盤議員、ご指摘ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回の意見書についてお尋ねします。

この本文は、奈良県の県議会での意見書第1号に、3月25日に意見書が提出されて、その本文は同一です。一部下段の1、2、3において1番目のところに県とは違った文書が書いています。この文書を読みますと、全く奈良県と同一の意見書になっておりますので、提出者にお尋ねします。

これを市町村が出すことによってどのような効果があるのか。もう既に奈良県が出しておりますから、私たちは一議員でもあるし、奈良県民でもございますので、その点どのような目的でというか、理念で提出されているのか教えていただけますか。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 当然、奈良県議会でも提出はされておりますが、私ら河合町といたしましても、実際にオストメイトの方々から様々な不安、そして課題等の意見も聞いております。

その声を反映して、県、そして国に上げていくというのが我々の本分だと思いますので、今回、提出させてもらうに至りました。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 討論を終結して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議員発議第5号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第5号 日常生活用具給付事業であるストーマ装具の給付事業の改善についての意見書は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたいという旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了しました。

これをもちまして、令和6年第3回定例会はただいまをもちまして閉会したいと思います

がご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 閉会いたします。

閉会 午後 0時10分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代